地域計画

策定年月日	令和7年 3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	岐阜県白川町 215066
地域名 (地域内農業集落名)	蘇原地区 (切井·赤河·三川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	201.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	201.6 ha
② 田の面積	153.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	48 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	140.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の減少と高齢化が進み、安定した地域農業の継続についての不安や耕作放棄農地の発生が心 配されている。地域農業の担い手となる個人農家や集落営農組織の存続については、持続的な経営が可能な体制 づくりが必要である。

地域特産品である茶の栽培については、需要縮小や販売価格の低迷が続いており、廃業する農家が増え、生産組 合も減少している。

地域内には有機農業や夏秋トマト栽培を行う経営体もあり、地域農業の担い手となり得る人財として期待されてい

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の主力生産物である水稲、大豆の栽培については、農作業の効率化・省力化を図るために農地の集積ととも に、高性能機械やスマート農業技術の導入も進める。地域特産品の茶については、和紅茶等の新たな製品開発を進 め、需要拡大を図る。耕作放棄の心配がある農地については、果樹等の収益性が見込める品目転換も検討する。 新規就農者の経営基盤となる農地については、農地所有者や集落営農組織との話し合いによる調整をし、ともに健 全な経営ができる面積の確保を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

機構集積事業を基本に、担い手(認定農業者、集落営農法人)の農作業の効率化も考慮した農地集積・集約化を進 める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 将来の目標とする集積率 9.2 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

団地数および面積の維持を図る。(令和12年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積。	集団化の取組

農業委員会と連携を図りながら、認定農業者や農事組合法人を中心とした担い手へ農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

農地集積については、農地中間管理機構を活用する。

(3)基盤整備事業への取組

圃場、農業用水、農道の整備については町基盤整備担当と調整し、最良の対応をとる。

- ・県営農道施設強化対策事業 上赤河橋地区にて上赤河地内の農道修繕を令和7年度から実施予定。
- ・県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区にて、三川地内の暗渠排水整備、切井地内の農業用集落道整備を 令和8年度から実施予定。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

集落営農組織は、品種の選定や新技術を積極的に取り入れ、安定的な経営を図れるよう支援する。

新規就農希望者へは、関係団体と連携し、農業経営の研修先の紹介や農地、資金制度の情報提供等相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

集団営農組織による大豆に関する作業

地域農業機械組合への作業委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて.	ン まょっき ま ナ ¹ 記 1口 1	一時の古南ナミギニ マノバナ・ハ
	小型 「生 日 か 狂 比	

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	4	③スマート農業	④畑地化・輸出等	✓	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	7	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカ等獣害防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③労働時間短縮、省力化が図られる機械・技術の積極的な導入を進める。
- ⑤遊休農地や茶園の果樹転換を検討する。
- ⑦農家だけでなく、地域として農地の保全を行い、生活環境の維持を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

			TETT				10年後		
 属性	農業を担う者		現状		(目標	年度:令和	年度)		
	(氏名・名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	Α	夏秋トマト、水稲	1.9 h	a ha	夏秋トマト、水稲	1.9 ha	ha	Α	
認農	В	水稲	1.6 h	a ha	水稲	1.6 ha	ha	В	
認農	С	夏秋トマト、水稲	0.9 h		夏秋トマト、水稲	0.9 ha	ha	С	
サ	D	水稲	h	3.1 ha	水稲	ha	3.1 ha	D	
サ	E	水稲	h	20.1 ha	水稲	ha	20.1 ha	Е	
サ	F	水稲	h		水稲	ha	13.4 ha	F	
集	G	水稲·大豆	14.3 h	a ha	水稲·大豆	14.3 ha	ha	G	
			h	a ha		ha	ha		
			h	a ha		ha	ha		
			h	a ha		ha	ha		
			h	a ha		ha	ha		
			h	a ha		ha	ha		
			h	a ha		ha	ha		
			h	a ha		ha	ha		
			h			ha	ha		
計	7経営体		18.7 h	36.6 ha		18.7 ha	36.6 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
- 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目
1	白川町集落営農組織連絡協議会	大豆播種・刈り取り	大豆
2	鹿折水田営農	水稲作業(耕起・田植え・刈り取り)	水稲
3	蘇原第1工区	水稲作業(耕起・田植え・刈り取り)	水稲
4	蘇原第4工区	水稲作業(耕起・田植え・刈り取り)	水稲

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

|--|

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。